

監査公告第 10 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 中谷 喜英

令和7年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和6年度、令和7年度(10月まで)に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名 称	特定非営利活動法人 加賀市スポーツ振興事業団
代表者	理事 福田清志
住 所	加賀市山代温泉山背台1丁目24番地

施設の概要

施 設 名	かが健康グリーンパーク		
施 設 規 模	面積	21,000 m ²	
	施設	建物 管理棟	76.18 m ²
		休憩棟	99.12 m ²
所 在 地	加賀市橋立町南1番地		
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和11年3月31日		
指定管理委託料	令和7年度 26,470,000円		
指定管理に係る 収支状況	令和6年度		
	収 入	28,464,666円	
	支 出	28,464,666円	
	収 支	0円	
施設利用実績	利用者数		17,816人
			合計 17,816人
利用料収入	1,390,250円		
その他収入	2,856円		
自主事業収入	601,560円		

3 監査期間 令和7年11月17日～令和8年1月16日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 中谷 喜英

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 監査の実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び各種設備の保守点検等について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取組状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

指定管理業務について、決算書、諸帳簿及び通帳残高を確認するとともに、

収入・支出の根拠となる資料について施設利用申込書、各種経費に係る請求書、賃金台帳等を検査した。

4 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく「指定管理者が行うモニタリング」の実施状況について、利用者意見を確認するとともに、チラシ配布や SNS での情報発信など利用促進の取組について状況を確認した。

第3 監査の結果（指摘事項）

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められた。検討を要する事項が見受けられたので、次のとおり記述する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（スポーツ課）に対する監査結果

(1) 事業計画について

市としてパークゴルフ等をどのように位置づけるかしっかりと定め、指定管理者と共有し、事業計画に反映されるよう、所管課としての働きかけを期待する。

(2) 自主事業の位置づけ

他のパークゴルフ場の利用者との交流大会やこどもパークゴルフ教室といった取組は、既存の利用者だけに頼らない優れた取組であると考えられる。施設利用の促進、健康増進の観点から見ても、指定管理業務に大いに貢献していることから、将来的には指定管理業務内の事業に整理して、効果を高めることも検討されたい。

2 指定管理者（加賀市スポーツ振興事業団）に対する監査結果

(1) 利用促進

施設の管理運営にあっては、当該施設の設置目的をよく理解され、積極的に取り組まれていることが見てとれた。

利用が特定のスポーツに限られた施設ではあるが、他のパークゴルフ場の利用者との交流大会やこどもパークゴルフ教室といった自主事業を行うことで、若年層も含めた新たな利用者を掘り起こすなど、独自の工夫も凝らしている。

資料によれば、施設開設以降令和4年度まで利用者は順調に増加し、令和5年度と令和6年度はやや減少しているが、今後も継続した取組を期待している。

(2) 情報発信

利用用途は限られるが、体力づくり、健康づくりを目的とした施設とし

ては非常に有用な施設である。既存の利用者だけでなく若年世代への周知など、あらゆる場面を活用して、施設の情報発信に努められることを期待している。

第4 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。